

「介護予防・日常生活支援総合事業」 重要事項説明書

「通所介護相当サービス・緩和した基準による通所サービス」

当事業者は介護予防・日常生活支援総合事業
の指定を受けています。

通所介護相当サービス (淡路市指定第 2871601080 号)

緩和した基準による通所サービス (淡路市指定第 2871601080 号)

当事業所はご契約者に対して介護予防・日常生活支援総合サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のと
おり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 聖隷福祉事業団
- (2) 法人所在地 (〒430-0946) 静岡県浜松市中区元城町 218-26 聖隷ビル
契約書に記名捺印します事業者の住所は、法人の登記上の住所
です。上記法人所在地と異なりますので、ご注意下さい。
- (3) 電話番号 053-413-3300
- (4) FAX番号 053-413-3314
- (5) 代表者氏名 理事長 山本 敏博
- (6) 設立年月日 昭和27年5月17日
- (7) インターネットアドレス番号 <http://www.seirei.or.jp/hq/>

2. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨 2階建
- (2) 建物の延べ床面積 3,330.465㎡
- (3) 施設の周辺環境 周囲に学校、病院、公共施設、商業施設等があり、
市街地（東浦地区）の中心に位置します。

3. 事業所の説明

- (1) 施設の種類

通所介護事業所

(聖隷カーネーションホームデイサービスセンター)
平成29年4月1日指定 淡路市 第2871601080号

※ 当事業所は特別養護老人ホーム聖隷カーネーションホームに併設されています。

(2) 施設の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な共用施設等をご利用いただき、介護予防・日常生活支援総合サービスを提供します。

(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 聖隷カーネーションホーム

(4) 施設の所在地 兵庫県淡路市久留麻1863番地

交通機関 東浦バスターミナルよりタクシー（約2km）

(5) 電話番号 0799-74-6175

FAX番号 0799-74-6176

(6) 施設長（管理者） 氏名 電話番号

・介護予防・日常生活支援総合事業 施設長 田村 健 0799-74-6175

(7) 当施設の運営方針 当施設は、ご契約者の意思及び人格を尊重し、ご契約者の立場に立って、指定介護福祉施設サービス及び指定居宅サービスの提供に努めます。当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを尊重した運営を行い、関係する各団体・事業所との密接な連携に努めます。

(8) 開設（サービス開始）年月

・介護予防・日常生活支援総合事業

通所介護相当サービス 平成30年 4月1日

緩和した基準による通所サービス 平成29年 4月1日

(9) 事業所が行っている他の事業

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

・介護老人福祉施設 聖隷カーネーションホーム

・居宅介護支援事業所 聖隷ケアプランセンター淡路

・障害者相談支援事業所 聖隷はぐくみ

・通所介護 聖隷カーネーションホームデイサービスセンター

・認知症対応型通所介護

聖隷カーネーションホームデイサービスセンターうっここ

(10) 通常の事業の実施地域 淡路市

(11) 営業日及び営業時間

	介護予防 日常生活支援総合事業
営業日	月曜日～土曜日 (1/1～1/3を除く)
受付時間	月曜日～土曜日(含:祝日) 8:30～17:30
サービス 提供時間帯	月曜日～土曜日(含:祝日) 9:15～16:30

(12) 利用定員

・通所介護 30人

※上記利用定員には、介護予防・日常生活支援総合事業「通所介護相当サービス・緩和した基準による通所サービス」の定員を含みます。

(13) 居室等の概要(介護予防・日常生活支援総合事業)

通所介護相当サービス・緩和した基準による通所サービス

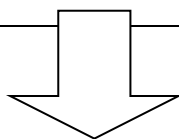
日常動作訓練室	(食堂を含む) 141.66 m ² 一人当たり面積: 4.72 m ²
浴室	60.0 m ² 介護浴槽1台、個別浴槽3ヶ所

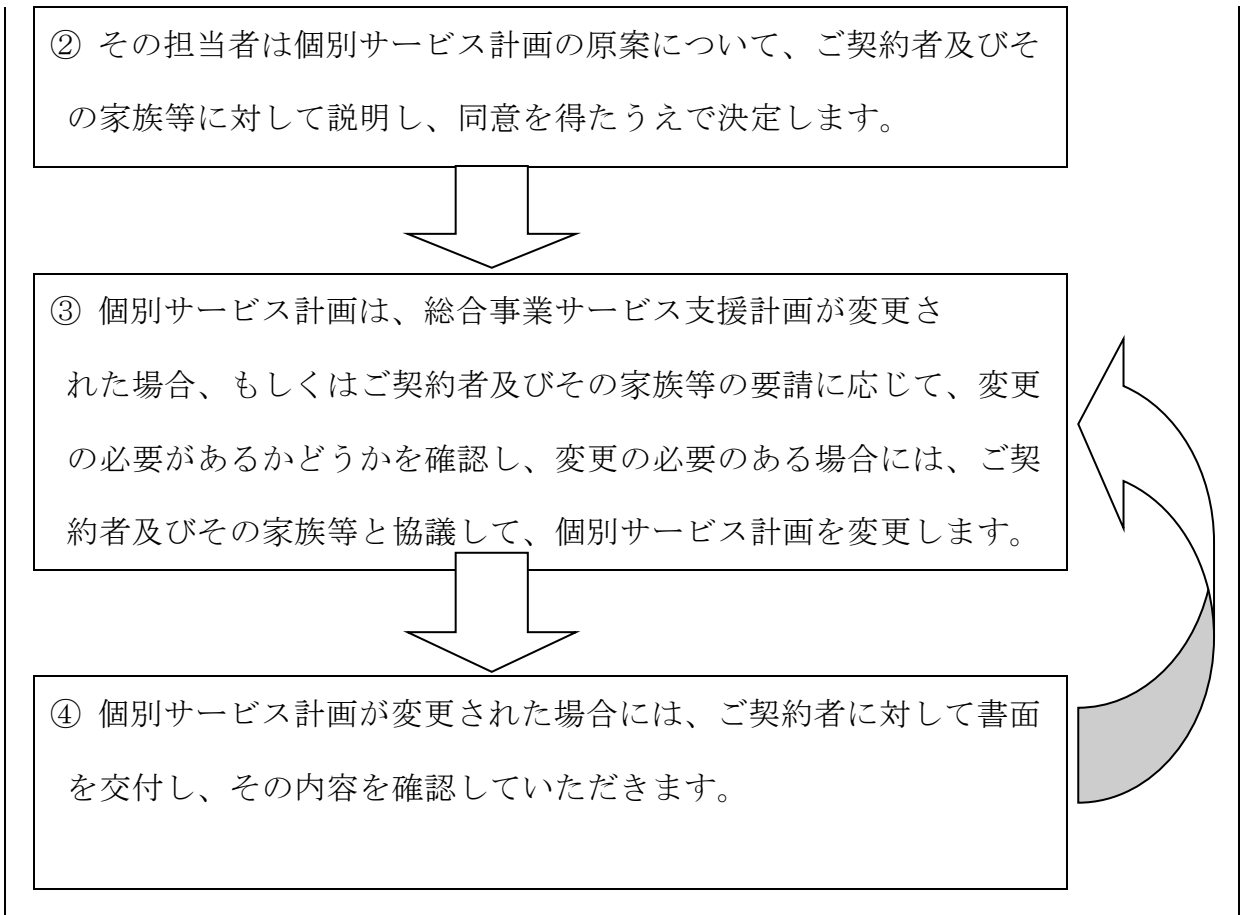
4. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「総合事業サービス支援計画表」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画(以下、「個別サービス計画」という。)に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。

(契約書第3条参照)

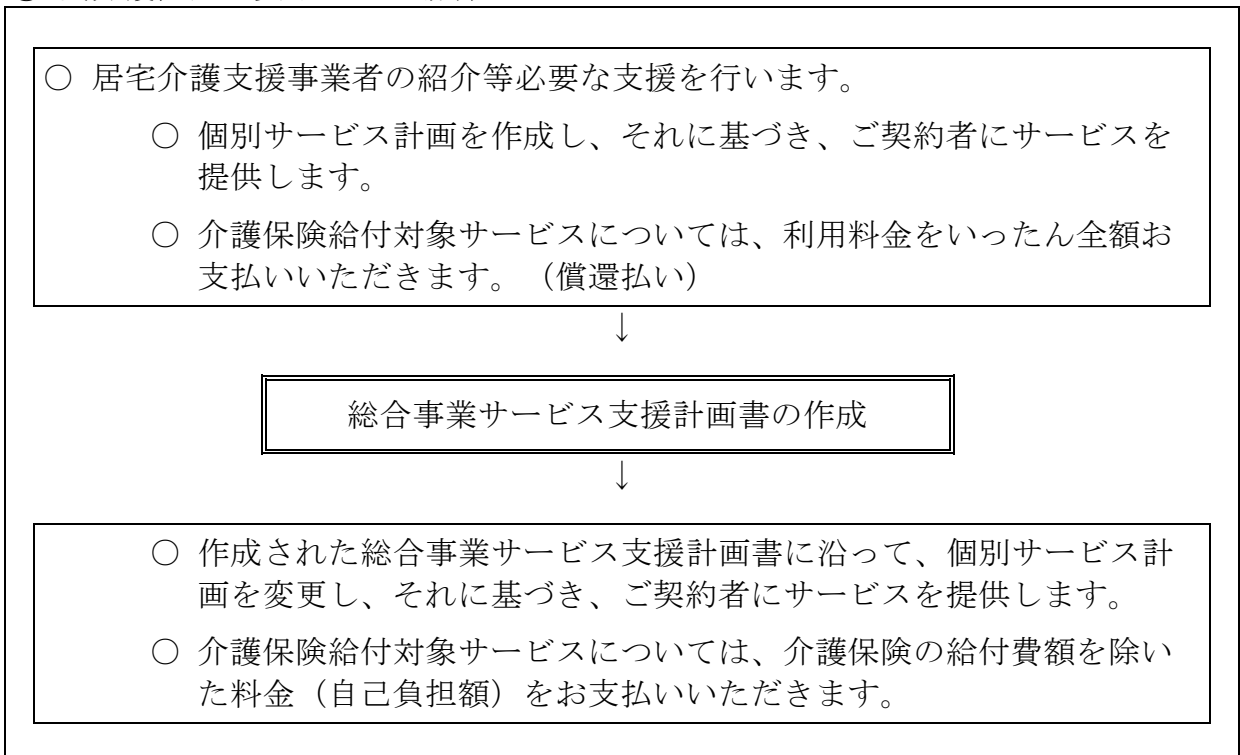
① 当施設のサービス従事者に個別サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



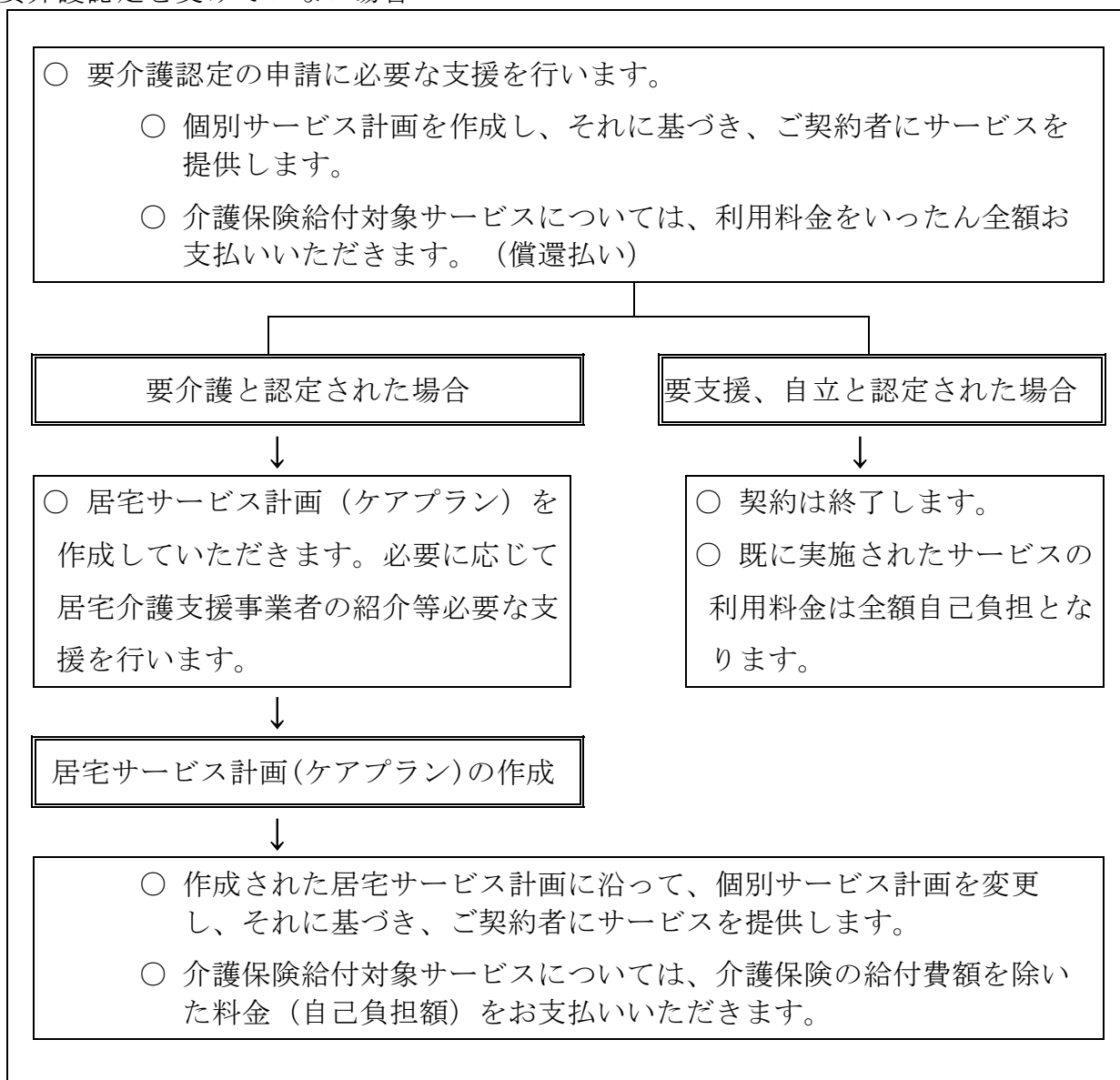


(2) ご契約者に係る「総合事業サービス支援計画書」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



5. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉職員の配置については指定基準を遵守しています。

職 種	介護予防 日常生活支援総合事業
1. 事業所長(管理者)	◎ 1名以上
2. 生活相談員	1名以上
3. 介護職員	4名以上
4. 看護職員	◎ 1名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上

6. 介護支援専門員	
7. 医師	
8. 管理栄養士	◎ 1名以上

(◎：併設する介護老人福祉施設と兼務しています)

※当事業所では、上記の配置人員以上の職員を配置しております。

〈主な職種の勤務時間〉

職 種	介護予防・日常生活支援総合事業
1. 生活相談員	勤務時間 8:30 ～ 17:00
2. 介護職員	勤務時間 8:30 ～ 17:00
3. 看護職員	勤務時間 8:30 ～ 17:00 のうち必要な時間
4. 機能訓練 指導員	勤務時間 8:30 ～ 17:00 のうち必要な時間
5. 管理栄養士	勤務時間 8:30 ～ 17:00 (本体施設と兼務しています)

〈配置職員の職種〉

生活相談員 …ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護職員 …ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員 …主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員 …看護職員が、ご契約者の機能訓練の計画を理学療法士と共に立案し、指導・実施します。

管理栄養士 …ご契約者の栄養面の管理・指導を行います。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- 介護予防・日常生活支援総合事業サービス
(通所介護相当サービス・緩和した基準による通所サービス)

また、それぞれのサービスについて

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 総合事業の給付対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

1) 〈サービスの概要（介護予防・日常生活支援総合事業）〉

① 食 事（但し、食材料費は別途いただきます）

・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

介護予防・日常生活支援総合事業

昼食：12:00～14:00

間食：14:45～15:00（おやつ）

② 入 浴

・入浴又は清拭を行います。寝たきり状態でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

・介護予防短期入所生活介護では、入浴又は清拭を週2回以上行います。

③ 排せつ

・排せつの自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

・看護職員、介護職員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

・介護職員や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ 定例行事および全員参加するレクリエーション

⑦ 送迎

・ご契約者の居宅と当事業所との間の送迎を行います。

2) 〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第8条参照）

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）を別紙『介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用料金表』によりお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただくこととなります（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

☆ ご契約者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額が別紙『介護予防・通所介護サービス利用料金表』（通所介護相当サービス・緩和した基準による通所サービス）と異なることがあります。

〈サービスの質の確保〉

- ① 感染症予防の徹底
- ② 介護事故に対する安全管理体制の強化
- ③ 身体拘束廃止に向けた取り組みの強化

上記について、別に基準やマニュアルを整備し安全管理体制を徹底します。

（2）総合事業の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

○ 介護予防・日常生活支援総合事業

（通所介護相当サービス・緩和した基準による通所サービス）

① 食費

ご契約者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。

料金：1食あたり 500円（昼食、夕食とも）

② 通常の事業実施地域への送迎

通常の事業実施区域は淡路市内になります。

③ 日常生活品（実費相当額）

ご契約者の希望により、当施設の日常生活品をご使用いただけます。利用料金は実費をいただきます。

料金：入浴消耗品代：10円/回 おしぼり：30円/日 カミソリ：10円

④ おむつ代（実費相当額）

おむつ類は、ご契約者自身をご持参ください。事業所が用意した物を利用される場合には、実費相当額をご負担いただきます。

料金：1枚あたり 尿取りパッド 50円 おむつ・紙パンツ 100円

⑤ その他費用

事前にアンケート等で確認の上参加された場合、レクリエーション材料費を実費頂きます。

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までにいずれかの方法でお支払い下さい。

自動引き落としは27日に行います。

ただし、土・日曜日、祝祭日にあたる場合は、平日の引き落としになります。

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

淡路信用金庫 仮屋支店 普通預金 口座番号0300355

※ 口座名義：社会福祉法人聖隷福祉事業団

(シャイフクシホウジン セレイフクシギョウダシ)

聖隷カーネーションホーム 理事長 山本 敏博

(セレイカーネーションホーム リジチョウ ヤマト トシロ)

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業所に申し出て下さい。

○利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日のサービス利用料金の50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日のサービス利用料金の全額

○総合事業給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い総合事業給付額を含んだ金額の50%もしくは全額となります。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

① 協力病院

病院の名称	聖隷淡路病院
所在地	兵庫県淡路市夢舞台1番地1
診療科	内科、外科、整形外科、産婦人科、皮膚科、小児科 脳神経外科

病院の名称	東浦平成病院
所在地	兵庫県淡路市久留麻1867番地
診療科	総合診療科、循環器内科、外科、脳神経外科、 整形外科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、 リハビリテーション科、放射線科

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がないかぎり、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合
(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ① 総合事業給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ③ ご契約者の「総合事業支援計画書」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 21 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 事業者が防止策をとったにも拘らず、ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為(自殺にいたるおそれがあるような場合)を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ 暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律(兵庫県暴力団排除条例・兵庫県条例第 35 号)に基づき利用者及び身元引受人等が暴力団関係者又は、暴力団関係者との利害関係者であることが判明した場合、又は施設をその事務所その他の活動の拠点に供した場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合 (契約書第 22 条参照)

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 18 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. サービス提供における事業者の義務 (契約書第 11 条、第 12 条参照)

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第 11 条、

第12条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
但し、コピー代は有料（1枚：20円）となります。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
但し、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

8. サービスの利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、施設を利用される皆様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ・服薬中の医薬品 ・健康保険被保険者証の写し（介護予防短期入所生活介護）
- ・日用品 ・衣料品 ・教養娯楽用品 ・共用品
- ・施設長が必要と認めたもの。

多額の現金、預貯金証書等の貴重品を持ち込むことはできません。やむを得ない事

由により、持ち込まざるを得ない場合は、必ず施設長にお預けいただきます。「貴重品等預り証」を発行して、施設で保管いたします。

(2) 面会

面会時間 9：15～16：30

来訪者は、差し支えなければ1階事務所に備え付けの面会簿にご記入ください。なお、来訪される場合、ご利用者が食べ終えることのできない量の飲食物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）

- 共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(4) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 緊急時及び事故発生時等の対応について

サービス提供中に、ご契約者の病状等に急変、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。また、天災や事故等が発生した場合には、ご契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

10. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

- (1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められ、且つ、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

- (2) 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以上の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- ①ご契約者(その家族も含む)が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ②ご契約者(その家族も含む)が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ③ご契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ④ご契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

11. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付担当者

通所介護 相談員 平岡 常雄
電 話 0799-74-6175

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：00

○ 第三者委員 幡井 人憲 様 淡路市民生委員児童委員連合会副会長

東浦民生児童委員協議会会長

岸下 常雄 様 畠田在町内会会長

東浦町づくり協議会会長

○ 苦情解決責任者 特別養護老人ホーム聖隷カーネーションホーム

施設長 田村 健

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受ける事ができます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言

や話し合いへの立ち会いなどもいたします。苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 F A X (078) 332-5650 受付時間 9:00~17:15 月~金
淡路市役所 長寿介護課	所在地 淡路市生穂新島8番地 電話番号 (0799) 64-0001 F A X (0799) 64-2500 受付時間 9:00~17:15 月~金
兵庫県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内 電話番号 (078) 242-4633 F A X (078) 242-4153 受付時間 10:00~16:00 月~金
聖隷福祉事業団	所在地 静岡県浜松市中区元城町218-26 聖隷ビル 電話番号 (053) 413-3296 F A X (053) 413-3316 受付時間 9:00~17:30 月~金

12. 重要事項の変更について

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、ご契約者にその内容を文書で通知し、口頭で説明及び同意を得るものとします。

13. 事故発生時の対応について

- (1) サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。
職員は、施設長（上長）に報告し、緊急対応マニュアルによって対応します。
- (2) ご利用者のご家族に連絡し、事故状況を報告します。
- (3) 保険者に連絡し、事故報告書を提出します。

14. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

15. 個人情報の取り扱いについて

当事業所とその職員は、業務上知り得たご利用者または身元引受人もしくはそのご家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

ただし、下記の場合には事前承諾なく個人情報を使用します。

①介護保険法に関する法令に従い、利用者のサービス計画に基づくサービス等を円滑に実施するため

行うサービス担当者会議等において使用する場合。

②ご利用者が医療機関に受診・入院する際に、その医療機関に情報提供する場合。

③市町村、その他の介護保険事業者等への情報提供、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供する場合。

④当事業所を利用終了し、他の事業所を紹介するなど援助を行うに際し、必要な情報を提供する場合。

⑤兵庫県、淡路市が行う介護サービスの質の維持、改善のための基礎資料のため。

⑥介護保険法に定められた事務、事故等の報告のため。

⑦当施設で行われる学生等実習への協力のため。

⑧損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等のため。

⑨法に定められた届出や統計のため。

⑩介護保険サービスの質の向上のための学会・研究等での事例研究発表をする場合。

尚この場合、ご利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

※上記に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

16. 痰の吸引について

当施設では厚生労働省の通知（平成22年4月1日医政発0401第17号厚生労働省医政局長通知）を受け、ご利用者に対する口腔内、鼻腔内の痰の吸引、胃ろうによる経管栄養に係るケアの一部を嘱託医師、看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が協働して実施する方針です。

そのために、介護職員への研修体制の整備、嘱託医による看護職員や介護職員への指導の実施、「医療的ケア連携推進委員会」による実施状況の把握や研修内容の見直しを定期的に行う等、ご利用者の安全確保に向けて最善を尽くします。

平成29年4月1日 制定

平成30年4月1日 改訂

平成 年 月 日

事業者 社会福祉法人 聖隷福祉事業団

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防・日常生活支援総合事業の提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所 _____

氏名 _____ 印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所 _____

氏名 _____ 印

(契約者との関係)

立会人（ご家族になっていただきます。）

住所 _____

氏名 _____ 印

(契約者との続柄)